



## 2 規正の対象

### (1) 政治団体

政治団体は何人も自由に設立できるが、設立の届出をしない限り、寄附を受け、又は支出をすることはできない。(法第6条、第8条関係)

(参考) 政治団体の種類(法第3条、第5条関係)

- ・政 党・・・次のいずれかにあてはまる政治団体
  - ①所属国会議員を5人以上有するもの
  - ②前回の衆議院議員総選挙(小選挙区・比例代表)、前回又は前々回の参議院議員通常選挙(比例代表・選挙区)のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上であるもの
- ・政治資金団体・・・政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定したもの
- ・その他の政治団体・・・政党・政治資金団体以外の政治団体(主義主張団体、後援会等)

### (2) 公職の候補者

公職の候補者とは、公職にある者、公職の候補者及び候補者となろうとする者をいう。

(法第3条第4項関係)

なお、公職の候補者は、その者が代表である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体(資金管理団体)として指定することができる。(法第19条関係)

## 3 政治資金の収支の公開等

### (1) 収支報告

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在における当該政治団体の収入、支出及び資産等の状況について報告する。(法第12条関係)

#### ① 寄附についての明細の公開基準

・・・年間5万円を超えるものは、寄附者の氏名等を収支報告書に記載

#### ② 支出についての明細の公開基準

・・・一件当たり5万円以上のものは、支出を受けた者の氏名等を収支報告書に記載

#### ③ 公開される資産等

・・・土地、建物、建物所有のための地上権又は土地賃借権、100万円超の動産、預貯金(普通預金等を除く。)、金銭信託、有価証券、出資による権利、100万円超の貸付金、100万円超の敷金、100万円超の施設利用権、100万円超の借入金

### (2) 収支報告書の公表及び閲覧

① 公表・・・政治団体の収支報告書の要旨は官報又は都道府県の公報により公表される。(法第20条関係)

② 閲覧・・・総務省又は都道府県選挙管理委員会において、政治団体の収支報告書は公表の日から3年間閲覧に供される。(法第20条の2関係)

## 4 寄附の制限

### (1) 会社等の寄附の制限

会社・労働組合等の団体（政治団体を除く。）は、政党・政党の支部（1以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部に限る。）及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

また、何人も会社・労働組合等（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し又は要求してはならない。  
(法第21条関係)

### (2) 公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限（別紙1参照）

何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して金銭及び有価証券による寄附をしてはならない。ただし、政党がする寄附及び政治団体に対する寄附は認められる。

(法第21条の2関係)

### (3) 寄附の量的制限（別紙1・2参照）

寄附の量的制限とは、政治活動に関して一の寄附者が年間に寄附することのできる金額についての制限で、寄附の総額の制限（総枠制限）と同一の受領者に対する寄附額の制限（個別制限）とがある。

[総枠制限]・・・一の寄附者ができる寄附の年間限度額（法第21条の3関係）

#### ①政党・政治資金団体に対するもの

個 人・・・2,000万円まで

会社、労働組合等・・・750万円～1億円まで（資本金額、組合員数等によりそれぞれ限度額が定められている。）

#### ②その他の政治団体・政治家に対するもの

個 人・・・1,000万円まで

[個別制限]・・・一の寄附者から同一の受領者への寄附の年間限度額（法第22条関係）

#### ①個人がその他の政治団体及び公職の候補者に対してする寄附は、150万円まで

#### ②政治団体（政党・政治資金団体を除く。）間でなされる寄附は、5,000万円まで

### (4) 寄附の質的制限（別紙3参照）

寄附の質的制限とは、特定の者からの寄附等に関する規制であり、次に掲げる政治活動に関する寄附が禁止されている。（法第22条の3～第22条の6関係）

#### ①国や地方公共団体から補助金等を受けている会社等の寄附

#### ②いわゆる赤字会社の寄附

#### ③外国人、外国法人等からの寄附

#### ④他人名義及び匿名の寄附（街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附で金額が1,000円以下のものは除く。）

## (5) その他公正な流れを担保するための措置

### [寄附のあっせん及び関与の制限]

政治活動に関する寄附は、寄附者の政治活動の一環としてその自発的意思に基づいて行われるべきであり、不当にその意思を拘束し、寄附を強制することは寄附者の政治的自由の侵害となるため、次の規制がある。（法第22条の7、第22条の9関係）

- ① 威迫等により寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんの禁止
- ② 寄附者の意思に反するチェック・オフによる寄附のあっせんの禁止
- ③ 寄附への公務員の関与制限

### [政治資金団体に係る口座振込み等の義務付け]（別紙1参照）

政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附（金額が1,000円以下のもの及び不動産の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）によるものを除く。）については、口座への振込み又は振替によらなければならない。（法第22条の6の2関係）

## 5 その他

### (1) 政治資金パーティーの規制

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているもので、次のような規制がある。（法第8条の2関係）

- ① 開催団体・・・政治資金パーティーは、政治団体によって開催されるようにしなければならない。また、政治団体以外の者が特定パーティー（政治資金パーティーのうち当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1千万円以上であるもの）になると見込まれる政治資金パーティーを開催しようとする場合には、その者は、当該政治資金パーティーを開催しようとする場合について、政治団体と同様に報告等の義務を負う。（法第8条の2、第18条の2関係）
- ② 収支報告・・・政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治団体の会計帳簿に所要の事項を記載しなければならない。また、特定パーティーの対価に係る収入については、政治団体の報告書に所要の事項を記載して提出しなければならない。（法第9条、第12条関係）
- ③ 公開基準・・・一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計が20万円を超えるものは氏名等を公開しなければならない。（法第12条関係）
- ④ 対価の支払に関する制限  
・・・何人も、一の政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、150万円を超えて支払をしてはならない。（法第22条の8関係）  
なお、4（5）[寄附のあっせん及び関与の制限]と同様の規制がある。  
（法第22条の7、第22条の9関係）

### (2) 政治資金の運用規制

政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることから、政治資金の運用方法は安全かつ確実なものとして列挙されているものに限定されている。（法第8条の3関係）

## 6 罰 則 等

(1) 政治資金規正法における収支報告や寄附制限等の履行を担保するための主な罰則は、次のとおりである。

- ①無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反（法第23条関係）  
・・・5年以下の禁錮、100万円以下の罰金
- ②収支報告書の不記載、虚偽記載（法第25条関係）  
・・・5年以下の禁錮、100万円以下の罰金
- ③寄附の量的制限違反（法第26条関係）  
・・・1年以下の禁錮、50万円以下の罰金
- ④寄附の質的制限違反（法第26条の2関係）  
・・・3年以下の禁錮、50万円以下の罰金

(2) 政治資金規正法に定める罪を犯した者は、選挙犯罪を犯した者と同様、次の期間、公民権（公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権）を有しない。（法第28条関係）

- ①禁錮刑に処せられた者  
・・・裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間とその後の5年間
- ②罰金刑に処せられた者  
・・・裁判が確定した日から5年間
- ③これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者  
・・・裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

なお、政治資金規正法違反によりその公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止される。（公職選挙法第137条の3）

(3) 寄附の量的、質的制限等違反による寄附に係る財産上の利益については、没収又は追徴される。（法第28条の2）

なお、匿名による寄附及び政治資金団体に係る寄附で振込み等によらないでなされたものについては、国庫に帰属し、その保管者等が国庫に納付することとなる。（法第22条の6、第22条6の2関係）

(別紙1) 寄附の量的制限等の概要(平成18年1月1日～)

| 受領者           |                   | 寄附者                         |                                     | 会社・労働組合等の団体                                    |                | 政治団体  |        |        |     |
|---------------|-------------------|-----------------------------|-------------------------------------|--|----------------|---|--------|--------|-----|
|               |                   | 個人                          |                                     | 会社・労働組合等の団体                                    |                | 政党  | 政治資金団体 | 資金管理団体 | その他 |
|               |                   | 総枠制限                        | 同一の受領者に対する個別制限                      | 総枠制限   | 同一の受領者に対する個別制限 | 量的制限  |        |        |     |
| 政治団体          | 政党                | 〈A枠〉<br>年間<br>2,000万円<br>以内 | 制限なし                                | 〈A枠〉<br>資本金、組合員<br>数等に応じて<br>年間750万円<br>～1億円以内 | 制限なし           | 制限なし  |        |        |     |
|               | 政治資金団体<br>(政党が指定) |                             |                                     |  |                |   |        |        |     |
|               | その他の政治団体          | 資金管理団体<br>(政治家が指定)          | 〈B枠〉<br>年間<br>1,000万円<br>以内<br>(注1) | 年間<br>150万円<br>以内<br>(注2)                      | 一切禁止           | <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;">                     改正後<br/>                     同一の政治<br/>                     団体に対し<br/>                     年間<br/>                     5,000万円<br/>                     以内                 </div> |        |        |     |
| 政治家個人<br>(注4) | 資金管理団体以外<br>の団体   |                             |                                     |  |                |   |        |        |     |

■部分：改正後口座振入・振替に限定(1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む)による寄附を除く)。

■部分：金銭等によるものは禁止。ただし、選挙運動に関するものは金銭等によることも可。

■部分：寄附は一切禁止。

(注1) 資金管理団体の届出をした政治家が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を、その資金管理団体に対してする寄附(特定寄附)については、総枠制限はない。

(注2) 資金管理団体の届出をした政治家がその資金管理団体に対してする寄附(特定寄附及び自己資金による寄附)については、個別制限はない。

(注3) 遺贈による寄附については、量的制限はない。

(注4) 公職にある者、公職の候補者及び公職の候補者となろうとする者。

(別紙2) 総枠制限の一覧

| 会 社<br>(資本又は出資の金額)  | 労働組合又は<br>職員団体<br>(組合員又は構成員の数) | 会社・労働組合又は<br>職員団体以外の団体<br>(前年における年間の経費) | 政党・政治資金団体<br>に対する寄附の年間<br>限度額 |
|---------------------|--------------------------------|---|-------------------------------|
| 10億円未満              | 5万人未満                          | 2千万円未満                                  | 750万円                         |
| 10億円以上～50億円未満       | 5万人以上～10万人未満                   | 2千万円以上～6千万円未満                           | 1,500万円                       |
| 50億円以上～100億円未満      | 10万人以上～15万人未満                  | 6千万円以上～8千万円未満                           | 3,000万円                       |
| 100億円以上～150億円未満     | 15万人以上～20万人未満                  | 8千万円以上～1億円未満                            | 3,500万円                       |
| 150億円以上～200億円未満     | 20万人以上～25万人未満                  | 1億円以上～1億2千万円未満                          | 4,000万円                       |
| 200億円以上～250億円未満     | 25万人以上～30万人未満                  | 1億2千万円以上～1億4千万円未満                       | 4,500万円                       |
| 250億円以上～300億円未満     | 30万人以上～35万人未満                  | 1億4千万円以上～1億6千万円未満                       | 5,000万円                       |
| 300億円以上～350億円未満     | 35万人以上～40万人未満                  | 1億6千万円以上～1億8千万円未満                       | 5,500万円                       |
| 350億円以上～400億円未満     | 40万人以上～45万人未満                  | 1億8千万円以上～2億円未満                          | 6,000万円                       |
| 400億円以上～450億円未満     | 45万人以上～50万人未満                  | 2億円以上～2億2千万円未満                          | 6,300万円                       |
| 450億円以上～500億円未満     | 50万人以上～55万人未満                  | 2億2千万円以上～2億4千万円未満                       | 6,600万円                       |
| 500億円以上～550億円未満     | 55万人以上～60万人未満                  | 2億4千万円以上～2億6千万円未満                       | 6,900万円                       |
| 550億円以上～600億円未満     | 60万人以上～65万人未満                  | 2億6千万円以上～2億8千万円未満                       | 7,200万円                       |
| 600億円以上～650億円未満     | 65万人以上～70万人未満                  | 2億8千万円以上～3億円未満                          | 7,500万円                       |
| 650億円以上～700億円未満     | 70万人以上～75万人未満                  | 3億円以上～3億2千万円未満                          | 7,800万円                       |
| 700億円以上～750億円未満     | 75万人以上～80万人未満                  | 3億2千万円以上～3億4千万円未満                       | 8,100万円                       |
| 750億円以上～800億円未満     | 80万人以上～85万人未満                  | 3億4千万円以上～3億6千万円未満                       | 8,400万円                       |
| 800億円以上～850億円未満     | 85万人以上～90万人未満                  | 3億6千万円以上～3億8千万円未満                       | 8,700万円                       |
| 850億円以上～900億円未満     | 90万人以上～95万人未満                  | 3億8千万円以上～4億円未満                          | 9,000万円                       |
| 900億円以上～950億円未満     | 95万人以上～100万人未満                 | 4億円以上～4億2千万円未満                          | 9,300万円                       |
| 950億円以上～1,000億円未満   | 100万人以上～105万円未満                | 4億2千万円以上～4億4千万円未満                       | 9,600万円                       |
| 1,000億円以上～1,050億円未満 | 105万人以上～110万円未満                | 4億4千万円以上～4億6千万円未満                       | 9,900万円                       |
| 1,050億円以上           | 110万人以上                        | 4億6千万円以上                                | 1億円                           |

### (別紙3) 寄附の質的制限

#### ○補助金等を受けている会社その他の法人がする寄附

- ① 国から補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法第3条第1項の規定による政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をすることはできない。
- ② 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をすることはできない。
- ③ 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者の資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対して、政治活動に関する寄附をすることはできない。
- ④ 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者の資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対して、政治活動に関する寄附をすることはできない。

#### ○赤字会社がする寄附

3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附をすることはできない。

#### ○外国人等からの寄附

外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から政治活動に関する寄附を受けることはできない（主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている者等からの寄附を除く。）。

#### ○匿名による寄附

本人名義以外の名義又は匿名（街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が1,000円以下のものは除く。）で政治活動に関する寄附をすることはできない。

(注) 寄附の量的制限等でも述べたとおり、この質的制限に該当しない場合であっても、会社・労働組合等の団体（政治団体を除く。）は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附は一切禁止されている。